

■ 第4条に規定する都市計画の軽微な変更

(1) 名称の変更

(2) 下記に示す内容

都市計画の種類	変更の内容
区域区分	イ 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、がけその他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う区域の変更
地域地区	イ 区域の境界とされている道路、鉄道、自動車ターミナル、空港、公園、緑地、墓園、下水道、河川若しくは運河の位置の変更で、それぞれ区域の軽易な変更に対応するもの又はがけその他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う位置、区域若しくは面積の変更 ロ 用途地域の位置、区域又は面積の変更で、区域区分の変更に伴い市街化区域から除外される土地の区域を当該地域の区域から除外したに留まると認められるもの
都市施設	イ 区域の変更を伴わない場合 ハ 道路において、交差形状の変更で大きな形状変更がない（隅切部のみ等）場合
市街地開発事業	イ 公共施設の配置の変更で公共施設の規模の変更を伴わないもの ロ 土地区画整理事業において、宅地の整備に関する事項の変更 ハ 新住宅市街地開発事業において、宅地の利用計画の変更 ニ 市街地再開発事業において、建築物及び建築敷地の整備に関する計画の変更
その他	イ 都市計画を変更しようとする区域に、国又は地方公共団体以外に土地所有権等の権利を有する者がいないとき。 ロ 法律等の制定、改廃に伴い、早急に都市計画を変更しなければならない場合であり、かつ、住民の権利義務に変更が生じないと認められるとき。

(3) その他、県において軽微な変更であると認める場合